

改正

令和2年3月31日告示第53号

令和3年2月16日告示第10号

令和3年3月16日告示第23号

令和5年3月31日告示第49号

令和6年1月12日告示第3号

令和7年1月21日告示第9号

芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的とし、ブロック塀等の撤去を行う者に対し、補助金を交付することについて、芦屋町補助金等交付規則（平成19年規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造、組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造等）の塀をいう。
- (2) 道路 芦屋町耐震改修促進計画に定める避難路をいう。
- (3) 所有者等 ブロック塀等の所有者又は管理者（国、地方公共団体又は都市再生機構等の公的事業主体を除く。）をいう。
- (4) 町税等 町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人税、下水道使用料、保育所使用料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、町営住宅使用料、学校給食費、奨学金、学童クラブ保育料をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）は、ブロック塀等の撤去を行う所有者等とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 同一敷地において、この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- (2) 本町の町税等を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、町内の工事施工者（町内に本店若しくは支店等の事務所を有する事業者又は町内の個人事業者）が工事を行うもので、町内にある次の各号のいずれかの要件を満たす道路に面する高さが1メートル以上のブロック塀等を全て又は一部撤去する工事とする。ただし、他の制度による補助金の交付を受けるものを除く。

- (1) 診断カルテ（様式第1号別紙1）で40点未満のもの
- (2) その他町長が災害時に安全上支障があると認めるもの

2 前項のうち一部撤去する工事は、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 事業完了後に診断カルテ（様式第1号別紙1）で70点以上となるもの
- (2) 事業完了後に高さが1.2メートル以下となるもの
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路内に存しないもの
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、1敷地あたり補助対象工事に要する経費の3分の2（千円未満切捨て）又は16万円のいずれか低い額とする。ただし、予算の範囲内の額とする。

- 2 1敷地あたりの補助対象工事に要する経費は、8万円/mに補助対象となるブロック塀等の総延長（m）を乗じた額を限度とする。

（事前協議）

第6条 補助対象者は、次条の交付申請の前に、町長と事前協議を行うものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助対象者は、補助対象工事に着手する前に、芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請において、補助金に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、第17条のとおりとする。

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めた場合は補助金の交付を決定し、芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

- 2 町長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが不相当である場合は、芦屋町ブロック塀等撤去費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。
- 3 町長は、第1項の規定による交付決定の通知において、必要があるときは補助金の交付について条件を付することができる。
- 4 申請者は、第1項の交付決定の通知を受けたのち、補助対象工事に着手しなければならない。

（交付申請の取下げ）

第9条 申請者は、前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下届（中止・廃止）（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったときは、町長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

（交付申請の内容の変更）

第10条 申請者は、第8条の規定による交付決定の通知を受けたのち、事情により交付申請の内容を変更するときは、速やかに芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付変更申請書（様式第5号）に関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

- 2 前2条の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 交付決定額の変更を伴わない軽微な変更が生じる場合は、速やかに芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付申請内容変更届（軽微な変更）（様式第6号）を町長に届け出なければならない。

（実績報告）

第11条 申請者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の2月末日のいずれか早い日までに芦屋町ブロック塀等撤去費補助金

完了実績報告書（様式第7号）及び関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、芦屋町ブロック塀等撤去費補助金額確定通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた申請者は、芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第14条 町長は、芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3） その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第12条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 町長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により申請者に対し通知しなければならない。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第11号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第17条 申請者は、第7条の規定による補助金の交付申請において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に、補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請すること。ただし、申請時に消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

2 申請者は、第11条の規定による実績報告書を提出するに当たって、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金の額から減額して報告すること。

3 申請者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第12号）に關係書類を添えて、速やかに町長に報告するとともに、これを町に返還しなければならない。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年1月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和2年3月31日告示第53号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月16日告示第10号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月16日告示第23号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第49号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年1月12日告示第3号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和7年1月21日告示第9号)

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付申請書

年 月 日

芦屋町長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は代表者氏名

電話

補助金の交付について、芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 ブロック塀等の概要	所在地	
	種別	<input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 組積造(れんが造、石造、コンクリートブロック造等)
	高さ	m
	設置場所	<input type="checkbox"/> 道路に面している <input type="checkbox"/> 道路に面していない
	前面道路の幅員	m
2 撤去工事の概要	<input type="checkbox"/> 撤去(全部)	撤去長さ m
	<input type="checkbox"/> 撤去(一部)	撤去長さ m
		撤去後の高さ m
		撤去後の診断カルテの改善計画 点
	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条に規定する道路内にある <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条に規定する道路内にない	
3 工事施工者	住所	
	名称	電話
4 交付申請額	補助対象工事に要する経費	円(税込) (うち消費税相当額 円)
	補助金の額	円
5 事業の期間(予定)		年 月 日から 年 月 日まで
6 他の補助制度の利用		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
7 仕入れに係る消費税額の控除対象事業者		<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない

※□には、該当するものにチェックマーク(レ点)を記入してください。

関係書類

- ①位置図
- ②工事の概要がわかる図面(撤去長さ、高さ、撤去方法(全部・一部)、撤去範囲)
- ③撤去後の診断カルテの改善計画(70点以上であるもの)※一部撤去のみ
- ④工事前の全景写真
- ⑤工事見積書の写し(金額の内訳及び補助対象内外がわかるものを含む)
- ⑥同意書
- ⑦その他町長が必要と認めるもの

別紙1 (様式第1号関係)

ブロック塀等の診断カルテ

申請者	氏名	
	住所	
	電話番号	
塀の概要	所在地	
	種別	<input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 組積造 (れんが造り、石造、コンクリートブロック造、その他)
	延長・高さ (撤去範囲)	延長 m・高さ m
	撤去方法	<input type="checkbox"/> 全部撤去 → <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条に規定する道路内にある <input type="checkbox"/> 一部撤去 → <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条に規定する道路内がない
	設置場所	<input type="checkbox"/> 道路に面している (前面道路幅員 m) <input type="checkbox"/> 道路に面していない

整理番号	
調査年月日	年 月 日
市町村名	
所属名	
調査者氏名	

A. 基本性能の診断 [基本性能値]

診断項目	基準点	評価点	
建築後の年数	10年未満	10	①
	10年以上、20年未満	8	
	20年以上	5	
高さの増積み	なし	10	②
	あり	0	
使用状況	塀単独	10	③
	土留め・外壁等を兼ねる	0	
塀の位置	塀の下に擁壁なし	10	④
	塀の下に擁壁あり	5	
塀の高さ	1.2m以下	15	⑤
	1.2mを越え、2.2m以下	10	
	2.2mを越える	0	
塀の厚さ	15cm以上	10	⑥
	12cm	8	
	10cm	5	
透かしブロック	なし	10	⑦
	あり	5	
鉄筋	あり	10	⑧
	なし	0	
	確認不能	0	
控え壁・控え柱	あり	10	⑨
	なし	5	
かさ木	あり	10	⑩
	なし	5	
基本性能値 (①～⑩までの評価点の合計)			

B. 壁体の外観診断 [外観係数]

診断項目	基準係数	評価係数	
全体の傾き	なし	1.0	⑪
	あり	0.7	
ひび割れ	なし	1.0	⑫
	あり	0.7	
損傷	なし	1.0	⑬
	あり	0.7	
著しい汚れ (風化・劣化)	なし	1.0	⑭
	あり	0.7	
外観係数 (⑪～⑭の最小値)		B	

C. 壁体の耐力診断 [耐力係数]

診断項目	基準係数	評価点	
ぐらつき	動かない	1.0	C
	わずかに動く	0.8	
	大きく動く	0.5	

D. 保全状況の診断 [保全診断]

診断項目	基準係数	評価係数	
補強・転倒防止 対策等の有無	あり	1.5	D
	なし	1.0	

総合評点 (Q) の算定

$$\boxed{\text{基本性能値A}} \times \boxed{\text{外観係数B}} \times \boxed{\text{耐力係数C}} \times \boxed{\text{保全係数D}} = \boxed{\text{総合評点Q}}$$

総合評点	判定	調査者所見
<input type="checkbox"/> Q ≥ 70	安全と思われる。	
<input type="checkbox"/> 55 ≤ Q < 70	一応安全と思われる。	
<input type="checkbox"/> 40 ≤ Q < 55	注意を要する。	
<input type="checkbox"/> Q < 40	危険である。	

同意書

年 月 日

芦屋町長 様

代表者住所

代表者氏名

私は、芦屋町ブロック塀等撤去費補助金の交付申請にあたり、芦屋町が適格要件の審査について下記事項を調査することに同意します。

記

- 1 補助対象者が、芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第2条第1項第4号に規定する町税等の納付状況について調査されることに同意します。

町税等：町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人税、下水道使用料、保育所使用料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、町営住宅使用料、学校給食費、奨学金、学童クラブ保育料

- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの（以下、「暴力団員等」という。）でないことを誓約します。また、暴力団員等でないことを警察へ照会されることに同意します。
- 3 申請内容の確認及び他の補助制度の活用状況等について、関係機関へ調査することに同意します。

なお、調査に関する資料として、代表者及び役員一同の名簿を以下のとおり提出いたします。

役 職	(フリガナ) 氏 名	生年月日	住 所

※記載された個人情報、上記の調査・確認のためだけに使用するもので、目的外の使用は一切行わない。また、すべて非公開とする。

様式第2号（第8条関係）

芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

芦屋町長

印

年 月 日付で交付申請のあった補助金については、芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付の決定をしたので、通知します。

記

1 交付決定番号	
2 交付決定額	円
3 補助対象工事	<input type="checkbox"/> 全部撤去 <input type="checkbox"/> 一部撤去

交付条件

- ①本事業の実施にあたっては、芦屋町補助金等交付規則（平成19年規則第20号）及び芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- ②補助事業が事業実施年度の2月末日までに完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- ③事業完了後にブロック塀等を再築する場合は、建築基準法その他関係法令を遵守すること。
- ④事業完了後にブロック塀等を再築する場合は、高さを1.2m以下とすること。
- ⑤事業完了後にブロック塀等を再築する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路内に行わないこと。

様式第3号（第8条関係）

芦屋町ブロック塀等撤去費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

芦屋町長

印

年 月 日付で交付申請のあった補助金については、芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり不交付の決定をしたので、通知します。

記

不交付決定の理由	
----------	--

様式第4号（第9条関係）

芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下届（中止・廃止）

年 月 日

芦屋町長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は代表者氏名

電話

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知を受けた事業の交付申請を下記の理由により取り下げたいので、芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

記

1 補助金の名称	年度芦屋町ブロック塀等撤去費補助金
2 交付決定額	円
3 取下げ理由	

様式第5号（第10条関係）

芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付変更申請書

年 月 日

芦屋町長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は代表者氏名

電話

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知を受けた事業の内容を下記の理由により変更したいので、芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の名称	年度芦屋町ブロック塀等撤去費補助金
2 変更理由	
3 変更内容	

関係書類

- ①変更内容がわかる資料
- ②その他町長が必要と認めるもの

様式第6号（第10条関係）

芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付申請内容変更届（軽微な変更）

年 月 日

芦屋町長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は代表者氏名

電話

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知を受けた事業の内容を下記の理由により変更したいので、芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 補助金の名称	年度芦屋町ブロック塀等撤去費補助金
2 変更理由	
3 変更内容 (軽微な変更に限る)	

関係書類

- ①変更内容がわかる資料
- ②その他町長が必要と認めるもの

様式第7号（第11条関係）

芦屋町ブロック塀等撤去費補助金完了実績報告書

年 月 日

芦屋町長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は代表者氏名

電話

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知を受けた事業が完了したので、芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金の名称	年度芦屋町ブロック塀等撤去費補助金
2 事業完了年月日	年 月 日
3 内容の変更	<input type="checkbox"/> あり ・ <input type="checkbox"/> なし (変更内容 :)

関係書類

- ①工事請負契約書（金額の内訳、補助対象内外がわかるものを含む）及び領収書の写し
- ②工事前後の全景写真
- ③診断カルテの結果（70点以上であるもの）※一部撤去のみ
- ④その他町長が必要と認めるもの

様式第8号（第12条関係）

芦屋町ブロック塀等撤去費補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

芦屋町長

㊟

年 月 日付で補助金完了実績報告書の提出のあった補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので、芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1 交付決定番号	
2 確定金額	円
3 補助対象工事	<input type="checkbox"/> 全部撤去 <input type="checkbox"/> 一部撤去

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

芦屋町長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は代表者氏名

電話

芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で確定通知のあった芦屋町ブロック塀等撤去費補助金について、芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり申請します。

記

請求金額 _____ 円

私が、芦屋町から交付を受ける補助金は、下記の口座に振り込みをお願いします。また、下記口座に芦屋町が振り込んだ時は、その金額を受領したものと認めます。

口座振込先

銀行番号		銀行名	
支店番号		支店名	
口座番号			
ゆうちょ 記号番号		—	
預金種別	・普通	・当座	
フリガナ			
口座名義			

※口座の名義人は申請者と同一名義の口座をお願いします。

様式第10号（第15条関係）

芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

芦屋町長 ㊟

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知を行った事業について、芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり補助金の交付決定を取り消したので通知します。

記

1 交付決定番号	
2 交付決定額	円
3 取消金額	円
4 取消理由	

様式第11号（第16条関係）

芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書兼返還命令書

第 号
年 月 日

様

芦屋町長 ㊟

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知を行った事業については、芦屋町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり補助金の交付決定の取り消しを通知するとともに、補助金の返還を命ずる。

記

1 交付決定番号	
2 返還金額（取消金額）	円
3 返還期限	年 月 日
4 取消理由	

様式第12号（第17条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

芦屋町長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は代表者氏名

電話

年 月 日付 第 号で補助金額確定通知があった芦屋町ブロック塀等撤去費補助金について、同要綱第17条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金額（補助金額確定額）
円（A）
- 2 補助金額確定時における消費税仕入控除税額等
円（B）
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額等
円（C）
- 4 補助金返還相当額（C－B）
円
- 5 添付書類
 - ①上記金額の根拠がわかる資料
 - ②その他町長が必要と認めるもの